第125号　令和8年11月10日

伊那市農業振興センターだより

運営委員長　　宮原　英幸

【重要】令和９年度から国の水田政策が抜本的に見直されます。

今回は 10 月末時点の概要案内です（今後変更の可能性あり）。
国から詳細が公表され次第、改めてお知らせいたします。

新たな水田政策の対象は、「経営所得安定対策等交付金」「中山間地域等直接支払」「多面的機能支払」「環境直接支払」の４つのメニューです。

１．「経営所得安定対策等交付金」について

国や自治体等が定めた品目を生産・販売し、一定の要件を満たすと交付金が交付される仕組みです。令和９年度から、主に以下の点が変わる見込みです。

【主な変更点】

・水田に加えて**「畑」も対象**になる
・水田の**「５年水張りルール」が廃止**される
・**「生産性向上の取組」が条件**になる
・**収量に応じて単価が変わる**
・交付**対象作物が変更**される

対象となる見込みの作物：業務用米・酒造好適米・加工用米・新規需要米・麦・大豆・そば・飼料作物

対象から外れる見込みの作物：アスパラガス・白ネギ・ブロッコリー・スイートコーン・きゅうり・ズッキーニ・加工用トマト・トルコギキョウ

・営農計画書の送付方法が変わる
これまで全水田農家へ一括送付していましたが、「前年度交付金申請者」と、今年 12 月に実施する意向調査で「申請を希望する方」にのみ送付します。

【「新たな水田政策」説明会の開催について】

新しい制度（特に経営所得安定対策等交付金）について、以下の通り説明会を開催します。全農家が対象となりますので、ぜひご参加ください。

・日時：令和８年 11 月 27 日（金）　午前 10 時から（90 分程度）
・場所：伊那市役所　５階　501・502 会議室
・対象：全農家
・申込：会場準備の都合上、参加をご希望の方は 11 月 20 日（金）までに裏面の事務局までお電話ください。

※本説明会までに交付金の具体的な条件や単価などの詳細が決まっていない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※12 月に各地区農業振興センターでも説明会を開催いたしますので、参加をご希望の方は裏面の事務局までご連絡ください。日程が決まり次第、ご通知いたします。

【中山間地域等直接支払】

- 更なる取組拡大支援に向けて、国では以下のような制度見直しが検討されています。
 - 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地も、協定農地の営農や共同活動の継続に必要と認られる場合に、集落協定の対象農地へ位置付けること。
 - 要件を満たしているがこれまで取り組んでいない地域にも活用を働きかけ、カバー率の向上を図ること。
 - 集落協定の既存の組織のままで、多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入すること。
- これを受けて伊那市でも、これまでは原則対象外としていた傾斜の緩やかな農地（緩傾斜地）についても対象とすることや、多面的機能支払との併用を推進していくことを検討しています。

制度見直しのイメージ

	急傾斜地　田：1/20以上 畑：15度以上	**緩傾斜地**　田：1/100以上 畑：8度以上	**平地**
現在	対象	対象外 （市町村の判断による）	対象外
今後	対象	**対象に （市町村の判断による）**	**不利性により対象に （市町村の判断による）**

【多面的機能支払】

- 多面的機能支払制度の活動に取組まれている地域においても、地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う人材が不足し、活動組織の継続に支障が生じていることから、国では多面的機能支払制度において、以下のような支援対策の改正を検討中です。
 - 外部人材の確保や先進技術の活用を推進し、作業の省力化を図る取組を支援する。
 - 地域全体で長期中干し、冬期湛水等を拡大させる観点から、取組に対する現在の支援内容を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直しする。

【中山間直接支払と多面的機能支払共通】

- 国ではこのほかに、以下の対策を検討しています。
 - 郵便局や地域の企業、農村ＲＭＯ等との連携により、事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る。
 - 中山間直接支払の集落協定組織が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組地域の拡大を図る。

発行：伊那市農業振興センター事務局（伊那市役所農政課内）電話 78-4111 内線 2422